

【論考】

身体障害学生の留学支援

－「TOMODACHI 障がい当事者リーダー育成米国研修プログラム」 の経験からの考察－

Support for Study Abroad for Students with Physical Disabilities:
Consideration from the Experience of “TOMODACHI Disability
Leadership Program in America”

立命館大学障害学生支援室支援コーディネーター 酒井 春奈

SAKAI Haruna

(Disability Resource Center, Ritsumeikan University)

キーワード：身体障害、障害学生支援、留学プログラム、セルフアドボカシー、留学支援

1. はじめに

現在、日本には障害者を対象としたいくつかの留学プログラムや奨学金制度が存在する¹。大学で障害学生の支援コーディネーターをしていると、これらの情報も集まりやすく、また学生に紹介する機会も多い。もちろん、身体障害学生が他の学生と同様に大学が実施する交換留学や短期留学などに参加するケースもある。この場合、窓口になる部署や担当教職員の協力と十分な話し合いが不可欠である。つまり学生自身が自分の障害状況あるいは必要な支援を的確に伝え、窓口となる教職員を介して、受け入れ機関との情報共有が必要となる。他にも個人で留学を計画し実施するケースもある。ただその場合、滞在先の国や地域の状況を鑑みて、移動や住まいのアクセスがどうなのか十分な下調べが必要であり、語学力はもちろんのこと、自身で受け入れ機関と調整をする力が必要になるため、準備に時間や労力がかかる。

先述した障害者を対象とした留学プログラムの場合、応募の段階で年齢制限や渡航期間、滞在先の国や地域を選べる、あるいはある程度決まっているものもあり、多くの場合プログラムのスポンサーが渡航費や滞在費を負担してくれるため、私費留学に比べて費用負担が少ないのが大きなメリットだ。また障害状況にあわせたサポートについて、渡航前にプログラムコーディネーターやプログラムを経

¹ 今回紹介する「TOMODACHI 障がい当事者リーダー育成米国研修プログラム」のほか、例えば「ダスキン障害者リーダー育成海外研修派遣事業」「日本 ASL 教会聴覚障害者海外奨学金事業」などがある。

験したアラムナイ（OG/OB）から情報を得たり、相談ができたりすることで、留學生活のイメージがつかみやすいというメリットもある。ただし、プログラムに沿った目的がないと応募しても選出されにくく、また選出されても留學中にレポートや留學後のプレゼンテーションを行う必要があるため、取り組む課題も多い。それでも若い障害者が親を説得し、親元を離れて初めて留學するには、障害者を対象とした留學プログラムは行動を起こしやすいのではないだろうか。

本稿では、身体障害学生の留學に焦点を置き、実際に筆者自身が障害学生の支援者として、また肢体障害をもつ当事者として障害者を対象とした留學プログラムのひとつである「TOMODACHI 障がい当事者リーダー育成米国研修プログラム」に参加した経験とそこで得た学びを共有したい。あわせて、身体障害学生の留學支援について考えたとき、障害者を対象とした留學プログラムの有効性について述べる。

2. 障害者を対象とした留學プログラム ～事例として「TOMODACHI 障がい当事者リーダー育成米国研修プログラム」への参加～

筆者が参加した「TOMODACHI 障がい当事者リーダー育成米国研修プログラム」²は、18歳から35歳までの若い日本の障害者を対象としており、次世代を担うリーダーとしての活躍するためのリーダーシップおよびアドボカシー能力の向上を目的としている。プログラムはアメリカマサチューセッツ州ボストンで行われ、約5ヶ月間³滞在し、研修生は個人的関心やテーマのもと現地でインターンシップを行う。あわせて、リーダーシップセミナーや英語研修もあり、渡航費、宿泊費、介助サービス費用が支給される。プログラムは日米の次世代リーダーを育成する米日カウンシルと東京の米国大使館が運営する官民パートナーシップ「TOMODACHI イニシアチブ」の一環として実施され、マサチューセッツ州立大学ボストン校地域インクルージョン研究所⁴（Institute for Community Inclusion、以下、ICI と称す）が運営を担っている。

（1）参加の経緯

筆者は2017年度の研修生として上記プログラムに選出された。応募の動機は、2016年に「日本の高等教育機関における障害学生支援に係るリーダー育成海外研修事業」に参加したことにある。この研修は2016年～2018年の3年間にわたる日本財団の助成による事業で、より良い支援を障害学生に提供することを目的に、日本の高等教育機関の障害学生支援およびキャリア支援に携わる職員を対象

² TOMODACHI 障がい当事者リーダー育成米国研修プログラム、

HP: <http://usjapantomodachi.org/ja/tomodachi-disability-leadership-program-at-umass-boston/>, 2018. 10. 25

³ 2018年のプログラムは8/1～11/30の約4ヶ月間となっている

⁴ 地域インクルージョン研究所 Institute for Community Inclusion,

HP: <https://www.communityinclusion.org/>, 2018. 10. 25

に行われ、この事業も ICI によって実施されている。

2015 年度から 2016 年度にかけて、日本の高等教育機関の多くが、障害者差別解消法の施行に伴う体制整備を行っている最中で、前職の大学でも障害学生支援に携わる中で、学内の支援が充実する一方で、障害学生が法律を知らない、あるいは、自身の障害に向き合う機会や自分の力で支援を得る経験を持たない学生に出会うことが多かった。そこで日本よりも先に、障害者の差別等を禁じた障害のあるアメリカ人法 (American with Disabilities Act:1990) を制定し、障害学生支援の先進国ともいえるアメリカで学びたいと思い、日本財団の事業に参加した。この事業は、1 週間のボストンでの集中研修と 3、4 回のウェブキャストによるセミナー、そしてフォローアップと最終報告がある。この研修中に、先述した「TOMODACHI 障がい当事者リーダー育成米国研修プログラム」を知り、より深くアメリカの大学における障害学生支援を学ぶ機会になると思い、応募し参加するに至った。

実際に、参加の機会を得たことで、身体障害のある大学生と一緒に研修をすることになり、支援コーディネーターとしての視点をもって、日本の障害学生が留学の経験の中で成長していく姿を間近で見ることができた。また自身が、マサチューセッツ州立大学ボストン校の ESL クラスに所属する障害学生という立場になり、あらためて自身の障害と向き合い、セルフアドボカシーやリーダーシップを考える有意義な時間となった。

(2) 参加内容

2017 年「TOMODACHI 障がい当事者リーダー育成米国研修プログラム」の大まかなスケジュールは表 1 の通りである。

表 1 スケジュール表

日 程	概 要
7 月 28 日	日本を出国、アメリカマサチューセッツ州に到着
8 月 1 日～8 月末	機関訪問 (Massachusetts Bay Transportation Authority' s Department of System-Wide, Federation for Children with Special Needs, Boston Center for Independent Living, VSA Massachusetts, Easter Seals Boston Office, Perkins School for the Blind, Boston Children' s Museum, Asian American Studies Program & Asian American Student Success Program at UMass Boston, Boston Higashi School など)
9 月初め～11 月末	インターンシップ (月・木) ESL クラス (火・金) グループセミナー (金)
12 月 14 日	ファイナルプレゼンテーション
12 月 19 日	日本に帰国

現地に到着後、最初の1ヶ月はオリエンテーションと機関訪問があり、訪問先として障害を持つ人たちが働く場や障害者を支援する組織・団体、教育機関など、多様な障害に関する機関を訪ね、組織の成り立ちや役割、使命など話を聴き、意見交換を行った。その後、9月から11月までは週に2回のESLクラスと、同じく週に2回のインターンシップ、そして毎週金曜日のグループセミナーという構成でプログラムが進行していった。



プログラムの大きな目的でもあるインターンシップは、留学前に関心がある機関を申し出た後、プログラムコーディネーターが調整をして決定する。筆者は、私立のTufts大学にある障害学生支援部門であるStudents Accessibility Services⁵（以下、SASと称す。）でインターンシップを行った。インターンシップでは、SASでの支援概要、学生の支援申請から面談、配慮文の作成についてプロセスを学んだ。障害学生との面談の場にも同席し、またインタビューの機会を得ることができた。その印象として、日本に比べて支援を利用することに積極的であり、且つ支援を求める力が備わっている学生が多いように感じた。そのほかにも、SASのミーティングに参加したり、SASのスタッフそれぞれの役割や仕事内容について個々に説明を受けたり、またSAS以外の学内部署（アカデミックリソースセンターやインターナショナルセンター、LGBTセンター、キャリアセンター）の担当者と意見交換や連携ミーティングに参加することができた。インターンシップの最後には、SASのスタッフに日本の障害学生支援の現状と課題、そしてインターンシップで学んだことなどプレゼンテーションを行った。



筆者とSASスタッフ

そのほかプログラムでは、毎週金曜日にグループセミナーが行われ、プログラムコーディネーターと研修生がICIの一室に集まり、自身の障害の経験や考えを話したり、インターンシップ先で学んだことを共有したり、リーダーシップやセルフアドボカシーについてディスカッションを行った。またセミナーでは、要所要所でプロフェッショナルを招き、ICIで実施している障害に関するプロジェクトの紹介を受けたり、Disability StudiesやAsian American Studiesについて学んだりするなど、多様な知識を得る時間となった。

そしてプログラムの最後には、研修生としてこのプログラムを通して何を学んだか、インターンシップだけでなく、ボストンで経験した5ヶ月間を振り返り、ICIでファイナルプレゼンテーションを行った。

⁵ Tufts University Student Accessibility Services,
HP: <http://students.tufts.edu/student-accessibility-services>, 2018. 10. 25

(3) ボストンでの生活

ボストンでの移動は、主にバス、地下鉄、通勤者レール、RIDE⁶を使用した。バスには全てスロープが付いているが、電車は駅が古くてアクセスブルではない駅もいくつかあり、バスや電車、RIDEを組み合わせて移動をする必要があった。また Tufts 大学が丘の上に立地しており、プログラムコーディネーターを介して電動車いすをレンタルできたことで移動が楽になった。

ボストンでの住まいは、幸運にも二家族の家にホームステイをすることができた。肢体障害があると、アクセシブルな一般家庭を探すことが難しく、ホームステイではなく大学の寮やアパートを借りるケースが多い。今回、ホストファミリー自身や、その家族に障害者がいる家庭で生活をすることができ、彼らとの暮らしを通してアメリカの障害者とコミュニティとの共生を知る場面ができ、素晴らしい経験となった。またはじめの1ヶ月、お世話になった家では、Personal Care Assistant（ヘルパー）を利用する機会もあった。筆者は、日本でヘルパーを利用した経験がなかったので、今回、アメリカではじめて利用したことで、支援してほしいことを言葉としてだけでなく、自分にとってどんな支援が必要かをあらためて考え、伝えることの難しさ、大切さを痛感した。

3. おわりに

近年、高等教育機関に進学する障害学生は増加傾向にあり、また2016年に施行された障害者差別解消法以降、高等教育機関における障害学生支援は大きな広がりを見せている⁷。現在、筆者が所属する立命館大学においても、2006年に障害学生支援室を設置以降、多様な障害学生の修学支援を行っている⁸。また前職の大学で2008年から約9年間、障害学生支援室の業務に携わる中で、大学での学びだけでなく、視野を広げて「いつか留学をしてみたい」と思いを抱く身体障害の学生に数多く出会ってきた。しかし、彼らの思いに反して、家族の反対や金銭的な理由、介助者や支援を現地でどう確保するのか、そもそも障害者を受け入れてくれる機関はあるのか等、障害のない学生に比べると留学をするということは、いくつかのハードルを越えなければならない。

また身体障害学生（特に何らかの支援を必要とする学生）の中には、家族や友人あるいは教員に守られ生きてきて、すべてを周りがやってくれたので、自分でどのような支援が必要なのか考え、選択

⁶ RIDEとは障害のあるアメリカ人法(ADA)に基づいて運営されている。日本でいう乗り合いの福祉タクシーのようなもので、事前に登録が必要だが、区間内を1回約3ドルで行きたい場所までアクセスできる。

RIDE HP: <https://www.mbta.com/accessibility/the-ride>, 2018. 10. 25

⁷ 独立行政法人日本学生支援機構「障害のある学生の修学支援に関する実態調査(平成27年度、28年度、29年度)」によると、平成27(2015)年度の障害学生数は21,703人(0.68%)、平成28(2016)年度の障害学生数は、27,256人(0.86%)、平成29(2017)年度の障害学生数は、31,204人(0.98%)と増加している。また障害学生の授業支援を実施している学校も平成27(2015)年度は687校、平成28(2016)年度は723校、平成29(2017)年度は741校と増加傾向にある。

⁸ 立命館大学障害学生支援室 HP: <http://www.ritsumei.ac.jp/drc/>, 2018. 10. 25

し、決定するという経験がなく、留学を端から考えない、あるいは思い描いても行動するまでに至らない学生もいる。

教育機関において支援が充実することは望ましいことだが、一方で教育機関として、なぜ支援が必要なのか、どのような支援を選択していくかを自ら考える機会を設けることも必要ではないだろうか。実際に社会に出たときに、支援を求めていく力、対話する力が育っていなければ、彼らが大学で学んだ知識を発揮する機会を失いかねない。つまり卒業後、障害学生が雇われて働くことを考えたとき、自らが求めない限り、多くの場合、支援は準備されていない現状を理解しておくことも必要である⁹。

留学を経験することは、多くの学生にとって、必然的に親元を離れ、「自立」をする機会となる。「自立」をするということは単純に自分自身で生活をするというだけでなく、自分の意思で考え行動する「自律」につながる機会となる。あわせて、障害学生にとっては、他国の文化や人々に触れ、障害に対する自身と違った捉え方を発見できるかもしれない。大学生という時間の中で留学を経験することは、自身の障害と向き合い、何が出来てどの場面で支援が必要なのかを考え、そしてセルフアドボカシーを高める機会として、彼らを大きく成長させるのではないかと期待する。

障害を理由に端から留学をあきらめてしまわないためにも、障害者を対象とした留学プログラムなどの選択肢や情報があることは望ましい。支援する側がまず障害学生の留学のハードルを下げるためには、これらのプログラムに関する情報や障害のある留学経験者とのつながりを持つことは大いに役立つと思う。

そもそも留学は障害の有無に関わらず、文化や言語の違いなど、様々な壁にぶつかるものである。加えて、障害や疾病等があるとそれに応じた配慮や対応を求めなくてはならない。確かに「大変」ではある。ただこの「大変」を経験することで、新たな気づきに出会い、よりよい環境に変えようとするパワーを生み出すこともできるのではないだろうか。実際、一緒にプログラムに参加した研修生(学生)の顔が、成田空港での出国前の不安に満ちた顔から、留学の経験を経て、帰国の際の自信に溢れた表情に大きく変化したのを目の当たりにした。彼らは(筆者も含めて)留学中に様々なアクシデントが起き、また失敗をし、それに向き合った。それは、慣れた日本の生活、家族や友人が守ってくれる環境においては、決して経験することがなかったアクシデントや失敗であり、彼らが成長する上で必要な経験であったと思う。

もし、留学をしたい身体障害の学生が身近にいたら、どのような留学であればチャレンジしやすいのか、学生自身が選択し決定する場面で、寄り添う支援が必要である。障害学生が障害を理由に留学を諦めないためにも、ここで共有した経験が少しでも役立てられることを切に願う。

⁹ 雇用促進法第36条2では「事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。」としている。

参考文献

- 烏山由子・竹田一則 編（2011）「障害学生支援入門—誰もが輝くキャンパスを—」ジアース教育新社
- 中邑賢龍・福島智 編（2012）「バリアフリー・コンクリフト 争われる身体と共生のゆくえ」東京大学出版会
- 嶺重慎・広瀬浩二郎 編（2014）「知のバリアフリー—「障害」で学びを拓げる」京都大学学術出版会
- 日本財団ソーシャルイノベーション本部福祉特別事業チーム（2015）「障害がある大学生の就活を支える～米国の大学の現場から～」
- 川島聡 他（2016）「合理的配慮—対話を開く、対話が拓く」有斐閣
- 三島（酒井）春奈（2017）「熊本学園大学のしょうがい学生支援への取り組み」『私学経営研究会』No. 503, pp40-45